

## 都市計画法第32条等協議提出書類一覧表(道路)

## 【協議に必要な提出書類】

☐ は必要に応じて提出

1	協議依頼書及び協議書		
	協議内容	協議依頼書様式	協議書様式
	開発による帰属道路(32条)協議	1-1号	2-1号
	開発による承認道路(29条)協議	1-2号	不要
	集合住宅(戸数40戸以上)協議	1-3号	2-2号
	その他移管予定公共施設(道路)の設計協議	1-4号	2-3号
2	住民説明報告書(写) ※e-KOBEにより電子申請済みのものは不要		
3	確約書(様式道計第3号) ※道路帰属の場合のみ		
4	都市局都市計画課および道路計画課からの事前審査回答書(写)		
5	道路計画課事前審査回答処理一覧表		
6	権利者の同意書(付替・廃止・放流・施工・水利・地元等)		
7	委任状		
8	開発事業計画書		
9	開発事業区域位置図		
10	現況平面図・写真		
11	地籍図(字限図・公図・合成図・地積測量図)		
12	公共施設境界明示済証・明示図または換地確定図【記載例】:「原本と相違ありません。」 :「この資料をもって、土地の分筆が可能です。」		
13	地番割込図(現況平面図に土地の境界及び地番が記載された図面)		
14	従前の公共施設・民有地等の土地の丈量図 ※座標による		
15	開発によって整備される公共施設・民地等の土地の丈量図 ※座標による		
16	複数の土地又は公共施設管理者間での相互帰属となる場合の土地の丈量図 ※座標による		
17	土地利用計画図		
18	造成計画平面図および縦横断面図		
19	道路計画平面図 【特記】:舗装復旧範囲等については〇〇建設事務所と立会の上決定する :電柱・照明灯及び占用物件等の位置については未協議のため、関係所管課と協議する		
20	道路計画縦横断面図・標準横断面図		
21	舗装面積求積図 ※三斜、CADによる求積等		
22	道路側溝等の排水計画平面図 ※道路計画平面図と兼用可能		
23	道路側溝等の縦断面図		
24	流域図・流量計算書		
25	道路の構造図		
26	その他道路構造物詳細図・構造計算書等		
27	兵庫県公安委員会との協議に関する書類		
28	その他必要な書類		

※承認道路(29条)協議について、帰属道路(32条)協議を伴う場合、2~18の重複する書類は添付を省略することができます。

## 【協議後に必要に応じて提出する書類】

施工承認願(様式道計第4号)
土壤汚染対策法(様式道計第5-1号、第5-2号)
照明施設の設置協議書・誓約書(様式は別途有 ※道路工務課HP)

## 完了検査提出書類一覧表(道路)

## 【完了検査を受ける前に】

開発に伴う工事完了検査について、完了検査日時の予約は開発工事の完了する**1ヶ月前**(検査項目が複数部署にまたがるため)を目安に本課と調整して下さい。

また、下記の**完了検査書類**を**完了検査日の1週間前**を目安に本課に提出し、工事完了検査依頼書は完了検査日の前日までに、本課へ届くよう都市局都市計画課と調整してください。

道路の開発協議完了検査は、建設局の道路管理課、道路計画課、所管の建設事務所の3課で検査を行います。主に

道路管理課・・・帰属対象となる用地の辺長や境界杭等の検査

道路計画課・・・都市計画法第32条等協議における構造物の検査

所管の建設事務所・・・道路法24条及び32条における検査

を行いますので、検査に向け、それぞれの課において提出書類内容等を確認してください。

【**原本1部、コピー1部**必要な書類】

1	位置図(開発事業区域を表示)
2	公図
3	地積測量図(公衆用道路として分筆されたもの)
4	登記嘱託書(様式道計第6-1号、第6-2号)
5	登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書(様式道計第7-1号、第7-2号)
6	印鑑証明書
7	資格証明書(事業主が法人の場合)
8	土地登記簿謄本(注1)

【**原本1部**必要な書類】

9	舗装沈下等対応誓約書(様式道計第8号)
10	地番説明写真、境界プレート写真、完成検査工事写真(注2)

【**検査用に必要な書類**】

11	道路台帳図A4折り <b>(4部)</b>
12	照明施設設置図 <b>(2部)</b>
13	その他道路付属物設置図 <b>(2部)</b>

(注1)地目を“公衆用道路”に変更し、抵当権や地役権等の権利を抹消してください。

(注2)提出写真作成要領を参考に作成してください。

(注3)提出書類の作成・発行日は、道路計画課への提出日から遡って3ヶ月以内のものとしてください。(不動産登記法に準ずる)

(注4)登記情報サービスにより取得した書類は受付できません。

(注5)検査対象となる道路は、完了検査後も道路法上の道路(公道)となるまで事業者が管理することとなります。完了検査後の道路法上の手続きについては、道路管理課へお問い合わせください。

【**道路台帳平面図の作成に関して**】

道路管理課道路台帳担当と下記項目を協議し作成してください

①位置図	⑦道路用地求積図
②路線図兼図郭割図	⑧地下埋設物台帳平面図(台帳主管課から指示があった場合のみ)
③多角点網図	⑨横断面図
④道路台帳平面図	⑩縦断面図(勾配8%以上の路線)
⑤地番図	⑪その他必要な事項

また、検査合格後の最終提出用として、**電子データ(CD1部)及び道路台帳図(3部)**を道路管理課へ提出してください

【**そのほか必要に応じて提出・協議する内容**】

橋梁台帳・照明灯台帳等・・・道路工務課や所管の建設事務所と協議

新設道路の路線名称決定・・・道路管理課と協議